

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により香芝市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

令和三年三月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 （仮称）ザ・ビッグ香芝店
所在地 香芝市畑二丁目八六五ほか

二 香芝市から聴取した意見の概要

1 生涯学習課

本件については、「奈良県における開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱い基準」の規定により、既に遺跡有無確認踏査願が提出され、奈良県文化財担当部局より依頼を受けて、本市教育委員会による遺跡有無確認踏査及び発掘調査が実施されているので、今後の県文化財担当部局及び市教育委員会の指示に従うこと。

2 都市計画課

屋外広告物法及び奈良県屋外広告物条例を厳守すること。

3 教育委員会教育総務課

幼児、児童及び生徒の通園及び通学路の安全確保のために、次の事項について厳守すること。

(1) 通学時間帯の搬出入車両及び来客者には、徐行等事故防止の注意喚起を行うこと。

(2) ガードマンを配置する等により、幼児、児童及び生徒の安全を確保すること。

(3) 危険性が想定される場所には、立入禁止等の安全標識を設置すること。

(4) その他一切の危険防止に努めること。

4 生活安全課

次の事項について厳守すること。

(1) 開発地北側道路（国道一六五号線）については、香芝市コミュニティバス運行ルートとなっているため、工事により規制する場合は協議すること。

(2) 工事期間中は、ガードマンを設置する等の交通安全対策をとり、早朝・深夜及び通勤通学時間帯には、工事車両の搬出入を避け、付近道路上に工事車両等を駐車させないこと。

- (3) 商業施設内（駐車場を含む。）には、犯罪の発生を抑止するため防犯カメラの設置等の防犯対策を行うこと。

5 こども課

幼児の通園の安全確保のために、次の事項について厳守すること。

- (1) 通園時に限らず、ガードマンを配置する等、安全を確保すること。
- (2) 危険性が想定される場所には、立入禁止等の安全標識を設置すること。
- (3) 工事車両等は、幼児及び保護者を見かけた際は、通行の安全を確保してから徐行し、通行すること。
- (4) 危険物は、通園路上に置かないこと。
- (5) 夜間工事においては、危険防止のためライトアップ等を行うこと。
- (6) 工事車両等の搬出入は、通園時間帯を考慮すること。
- (7) その他一切の危険防止に努めること。

三 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

令和三年三月二十六日から同年四月二十六日まで。ただし、奈良県の休日定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで